二項から第四項まで、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十四条、第百四十九条第二項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（証人の宣誓）

第十二条の三　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。［新設］

証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第十二条の四　鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。［新設］

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十二条の五　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十二条の二において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。［新設］

（制裁を科する裁判等の執行命令・法第七条第一項第六項）

第二十条　［略］

［２　略］

3　前二項の規定は、法第四条第五項の規定による裁判の執行の命令について準用する。

別表（第十二条の二関係）

第百八条第一項		
第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
	電子調書	調書
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ

（制裁を科する裁判等の執行命令・法第七条第一項第六項）

第二十条　［同上］

［２　同上］

3　前二項の規定は、法第四条第四項の規定による裁判の執行の命令について準用する。［新設］